

西宮市立幼稚園おむすび広場事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立幼稚園における幼稚園教育要領の教育課程に係る教育時間（以下「教育時間」という。）の終了後等に、希望する者を対象に行う教育活動の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における「おむすび広場事業」とは、幼稚園及び地域の結びつきを活用しながら、教育時間の終了後等に在園児を保育する事業をいう。

(実施園)

第3条 おむすび広場事業を実施する幼稚園（以下「実施園」という。）は、別表のとおりとする。

(実施計画)

第4条 実施園は、次の各号に掲げる事項を考慮し、事業実施計画を作成する。

- (1) 家庭的でゆったりとした環境での活動
- (2) 年長児と年少児が混在することを考慮し、異年齢又は同年齢での活動及び個々の活動や集団活動などに対応できる環境の整備
- (3) 他の園児が幼稚園外で活動することを踏まえ、通常保育との差異を明確にした活動

(実施日及び実施時間)

第5条 実施園は、前条に規定する実施計画を園児の保護者に通知するとともに、実施日について園内の分かりやすい場所に掲示しなければならない。また実施時間は、午後2時から午後4時までとし、次の各号に掲げる日については実施しない。

- (1) 警報が発令されたとき
- (2) 学級閉鎖等で臨時休園になったとき
- (3) その他園長が実施しないと認めたとき

(実施場所)

第6条 実施場所については、実施園の教育時間終了後の保育室及び園庭を使用する。園庭開放などが実施されている場合は、園児の混在が生じないように配慮する。

(対象園児)

第7条 おむすび広場事業を利用できる者は、実施園の在園児とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、園長は利用を制限することができる。

- (1) 在園児が病気に罹患し、おむすび広場事業の実施に支障が生じる可能性があるとき
- (2) その他園長が利用困難と認めるとき

2 配慮を要する園児に関しては、次の各号に掲げる事項を考慮する。

- (1) 園児の安全を第一に、安心して生活できるようにする配慮
- (2) 保護者との連携を大切に、園児の状況の把握に努める配慮

(利用定員)

第8条 おむすび広場事業の利用定員については、実施1回につき40人を上限に、実施園で定める。

(保育指導員)

第9条 おむすび広場事業に従事する者は、幼稚園長、幼稚園教員及び地域サポーターとする。

2 地域サポーターには、別に定める報償費を支給する。

(送迎)

第10条 おむすび広場事業を利用する園児の保護者は、事業終了予定時刻に来園し、園児の引渡しを受けなければならない。ただし、保護者が来園できず、代理者による引渡しを希望する場合は、実施日の教育時間中に必ず園長に連絡しなければならない。

(利用申込)

第11条 おむすび広場事業の利用を希望する園児の保護者は、おむすび広場事業申込書(様式第1号)及びおむすび広場事業利用希望日意向調査票(様式第2号)を園長に提出しなければならない。

2 利用申込は、原則として直近で到来する実施日の7日前までに提出しなければならない。ただし、利用定員に空きがあり且つ緊急の場合はこの限りではない。

3 園長は、第1項の申込書の提出があったときは、速やかに審査をし、承諾又は不承諾について園児の保護者に通知する。

4 園長は、利用定員を超える希望者があった場合は、抽選の上、利用者を決定する。

5 第2項ただし書きにある利用定員に空きがある場合は、先着順で受け付ける。

(変更の届出)

第12条 おむすび広場事業を利用する園児の保護者は、前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を園長に届け出なければならない。

2 おむすび広場事業を利用する園児の保護者が当日の利用を欠席する場合は、当日の教育時間内までに園長に連絡しなければならない。

(利用の取消)

第13条 園長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、おむすび広場事業の利用の承認を取り消すことができる。

(1) 園児が、実施園の園児でなくなったとき

(2) 園児の保護者が、虚偽の申込み、その他不正な手段により利用の承諾を受けたとき

(3) 園長が、おむすび広場事業の実施が著しく困難であると認めるとき

(利用料)

第14条 おむすび広場事業を利用する者は、別に定める西宮市立幼稚園おむすび広場事業利用料に関する規則に基づき、利用料を支払わなければならない。

(安全衛生等)

第15条 地震等の災害時については、実施園で作成する避難マニュアルを基本とし、又、衛生上の事項についても、実施園の対応を基本とする。

2 実施園は、事業実施のため適切な条件を整備するとともに、本来の幼稚園教育に支障がないよう配慮しなければならない。

(利用手引)

第16条 実施園は、園児の保護者に向けた利用の手引きを作成しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成28年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

おむすび広場事業実施園

幼稚園名
浜脇幼稚園
越木岩幼稚園
大社幼稚園
付属あおぞら幼稚園
上ヶ原幼稚園
高木幼稚園
春風幼稚園
生瀬幼稚園
鳴尾東幼稚園
南甲子園幼稚園
門戸幼稚園
夙川幼稚園
山口幼稚園